

## 三浦・三戸自然環境保全連絡会 会則

### 第1条（名称）

本会の名称は、「三浦・三戸自然環境保全連絡会」（略称：三戸保全連絡会，英語表記；Mito Nature Conservation Association）とする。

### 第2条（主たる事務所）

本会の主たる事務所は、神奈川県横須賀市長井1-3-26におく。

### 第3条（目的）

本会は、神奈川県で最大規模の湿地である北川の湿地を残し、三戸の自然環境を適切に保全することを目的とする。

### 第4条（活動内容）

本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 北川の湿地をはじめとする三戸の自然環境の重要性を地元住民や多くの県民に知ってもらうための啓蒙・広報活動
- (2) 行政やメディア等への働きかけ
- (3) 北川の湿地をはじめとする三戸の自然環境の調査・研究
- (4) 他の組織との連携や協議
- (5) メーリングリスト等を活用した情報の共有
- (6) その他本会の目的を達するために必要な活動

### 第5条（会員）

- 1 本会は、本会の目的に賛同して入会した会員をもって組織する。
- 2 会員となるには、本会に入会申込をし、代表の承認を得るものとする。
- 3 会員は、いつでも退会することができる。

### 第6条（総会）

- 1 本会の会員総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年1回これを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 2 会員総会は代表が招集し、代表が議長となる。
- 3 会員総会は、本会の目的、活動、組織等に関する重要な事項について審議し、決議するものとする。

- 4 総会の決議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第7条（役員）

- 1 本会には代表1名をおく。
- 2 代表は、本会を対外的に代表し、本会の活動を統括する。
- 3 代表は総会の決議により選任し、任期を1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 本会の設立時の代表を横山一郎とする。

#### 第8条（事務局）

本会には事務局として、総務1名、会計1名をおく。

#### 第9条（会計）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 本会の活動に必要な諸経費は寄付によってまかなう。

#### 附 則

本会則は、平成20年11月8日、本会設立総会の決議により承認された。

（署名人）

代 表

事務局総務

事務局会計